

平成 25 年 8 月 27 日

我孫子市長 星野 順一郎 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直

ご請求いただいた費用に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを、重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 25 年 8 月 2 日にいただきました「放射能対策に要した費用の請求について（平成 24 年度分）」について、下記のとおりご回答申し上げます。

記

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」をふまえ、賠償の取り組みを鋭意進めております。

また、地方公共団体さまへの賠償に係る弊社の考え方をお示ししていく中で、地方公共団体さまからお伺いしたご事情等をふまえ、賠償金のお支払い内容について一部見直しをさせていただき、平成 25 年 7 月 5 日に「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内」をお知らせさせていただきました。

その中で、貴市よりご請求いただいた上水道事業、廃棄物処理事業に係る追加的費用および学校給食等に係る検査費用につきましては、内容等ご確認させていただき必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきたいと考えておりますので弊社所定の請求書でのご提出をお願いいたします。

なお、賠償金のお支払時期につきましては、お支払金額について合意いただいた後に速やかにお支払させていただきたいと考えております。

また、上水道事業、廃棄物処理事業、学校給食等に係る検査費用以外の項目につきましては、今後もご担当部署様との連絡を密に取りながら進めさせていただきますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上